

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年1月19日 08時45分ごろ
発生場所	青森県階上町追越漁港 追越港東防波堤灯台から真方位332° 20m付近 (概位 北緯40° 28.0′ 東経141° 39.5′)
事故の概要	漁船第三開洋丸は、帰航中、追い波を受けて船体の制御が困難となり、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年1月23日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三開洋丸、2.1トン AM3-20992（漁船登録番号）、個人所有 第212-6126号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部外板に破損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向東北東、波高約2m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終えた後、帰航を開始して追越漁港に至り、船長が手動操舵で操船を行い、約4～5ノットの対地速力で東防波堤東端付近に向けて航行していたところ、追い波を受けて波乗りの状態になり、船体の制御が困難となって圧流され、‘東防波堤の沖側に敷設された消波ブロック’（以下「本件消波ブロック」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、本事故後、船長が本件消波ブロックに上陸し、所属する漁業協同組合を通じて海上保安庁に通報した後、天候が悪化して漂流し始め、船体の一部が付近の海岸に漂着した。</p> <p>船長は、ふだん、東防波堤東端付近を航行する前、本船を一旦停止させて沖からの波の状況等を確認していたが、本事故当時、問題なく航行できると思い、一旦停止させず、沖からの波の状況等を確認しないで航行した。</p>
分析	<p>本船は、帰航中、船長が、ふだん東防波堤東端付近を航行する前に一旦停止して沖からの波の状況等を確認していたものの、問題なく航行できると思い、航行を続けたことから、追い波を受けて船体の制御が困難となり、圧流されて本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、帰航中、船長が、ふだん東防波堤東端付近を航

	<p>行する前に一旦停止して沖からの波の状況等を確認していたものの、問題なく航行できると思い、航行を続けたため、追い波を受けて船体の制御が困難となり、圧流されて本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 追い波等を受けた場合、船体の制御が困難となって防波堤、消波ブロック等に圧流されることがあるので、防波堤付近を航行する際には、事前に一旦停止するなどして沖からの波の状況等をよく確認すること。